

集合住宅敷地に係る固定資産税の賦課誤りへの対応について

1 背景

平成29年2月に、集合住宅の住宅戸数の認定誤りを原因とした固定資産税等の賦課誤り事案に対して、国賠法に基づく損害賠償請求訴訟を提起されたことを受け、議会・報道等に今後の対応として説明した「市内のすべての集合住宅敷地の再調査」を行ったところ、他にも長期・多額に及ぶ賦課誤り事案が存在した。

裁判上の和解が成立した先の訴訟においては、被告である市が原告の納税者に金員を支払い和解しており、この事案の納税者への対応と今回の調査で同内容（集合住宅敷地における住宅用地特例認定誤り）の賦課誤りが判明した納税者への対応との間で均衡を保つため、税法の5年還付の枠を超えた損害について補てんすることとした。

2 損害を補てんするための方法

◆対象事案につき市長決裁により過誤納金相当額を交付する。

根拠法条：地方自治法第232条の2

3 交付年限

◆20年（地方税法による5年分の還付を除く、過去20年分まで）

理由：①国家賠償法上の除斥期間が20年であり、それを超える部分は訴訟でも排斥される。

②当市の課税資料の保存年限が20年である。

4 対象案件

◆今回調査で賦課誤りが判明した全案件

	納税者数	法による還付額 (5年分) ①	還付不能額 (推計) ②	合計 ③ (①+②)	②のうち本対応で 交付する金額
内訳	20人	965千円	7,035千円	8,000千円	3,847千円

5 交付する額

◆地方税法の規定にない過去5年より前の過誤納分（元本）に相当する額のみ全額

理由：①（民事裁判上の過失相殺のような）一定割合の減額については、その根拠が明確でなく、市としての判断が困難である。

②税法の規定外の部分に相当する額を交付するに際して、遅延利息を加算することについては理由がないため、過誤納金相当分（元本）のみの交付が妥当である。

（地方税法では、過去5年分に所定の加算金を付して還付する）

6 今後の対応

12月中に対象者へ謝罪・説明を行い、固定資産税第4納期（2月）において地方税法で定められている現年度分及び過去4年分の更正処理（減額及び還付）と本対応による過誤納金相当額の交付処理を行い、遅くとも3月末日までに支払う。